

国立大学法人群馬大学監事監査実施基準

平成16.5.17 制定

改正 平成27.4.1 平成30.4.1

(趣 旨)

第1条 この基準は、国立大学法人群馬大学監事監査規則（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、監査の手続その他監査の実施に関し必要な事項を定める。

(監査事項)

第2条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係法令及び業務方法書その他規則等の整備状況及び実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 人事管理及びサービス管理の状況
- (4) 決算の状況
- (5) 予算の執行及び資金運用の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか業務運営に関して必要な事項

(監査の手順等)

第3条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順に則り、監査を実施する。

- (1) 監査対象部門の長からの概要聴取
- (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監査は、悉皆監査を原則とするが、事柄の性質によっては、合理的な方法で抽出して実施することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、監査対象部門に資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り既存資料の活用を図るよう努める。

(監査計画)

第4条 規則第7条の規定に基づく監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点事項
- (3) 監査の対象部門
- (4) 監査の実施期間
- (5) 監査の方法
- (6) 監査の補助者

(監査の実施通知)

第5条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、前条の規定に基づくものとし、あらかじめ監査対象部門の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査記録)

第6条 監査の業務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査結果報告書)

第7条 規則第12条第1項の規定に基づく監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

附 則

この基準は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。